

大学院と仕事と家庭って

京都大学公共政策大学院五期生(草津市役所職員)

有村 潤

1 はじめに

私は、京都大学公共政策大学院(以下「大学院」といいます。)五期生で、社会人選抜で入学しました。滋賀県草津市役所に勤務している地方公務員です。社会人選抜で入学される方は、普段は仕事をしながら大学院に通う方と、職場から派遣されて大学院に通う方に分かれますが、私の場合、派遣方式で大学院に通うことは不可能でしたので、仕事をしながら大学院に通うこととしました。仕事をしながら大学院に通うなんて無理だと当初は思っていました。「何とかする。」と思い込ませて、自治体からの派遣でなく、普段は仕事をして有給休暇を取得しながら大学院に通うこととしました。

なぜ、そこまで大学院を志望したのかといいますと、大学院には、大学からそのまま大学院に進学された優秀な方や、さまざまなバックグラウンドを持った社会人の方が通われているこ

とを知っていましたので、これまで触れたことのない思想、知識や論理などに出会って、自らの発想に幅を持たせることができるようになるのではないかと、思う思います。

2 これから入学を考えておられる社会人の方へ

さきほども述べましたとおり、仕事をしながらの通学でしたので、週に1日か2日しか大学院に通えないことから、履修したい科目の登録ができず、登録時は歯がゆい思いをしました。しかし、いざ登録した科目の講義を受けてみると、自分の無知に気づかされて恥ずかしい思いをすると同時に、講義の内容が面白く、講義にのめり込んでいくことが多くなりました。また、なんとか単位もいただいております。ですので、社会人の方で、「従事している仕事に何か物足りないのので理論を勉強したい」とか、「今までに出会ったことのない分野の人に出会ってみたい」などと思いつつも、卒業できるか不安を感じて入学を迷われている方は、「何とか

なる」や「百聞は一見にしかず」という意気込みで大学院に飛び込まれてはどうでしょうか。



3 市役所のお仕事

ここでは、私が草津市役所に就職してから現在までの経歴で印象に残っていることを述べさせていただきます。市役所の仕事が多岐にわたることを少しでも感じとっていただければと思います。

私が市役所に就職したのは平成十四年四月で、最初に配属されたのは介護保険課でした。当時は、介護保険制度が始まって三年目で、制度の周知が十分でないときでした。このため毎日、介護保険制度の内容を電話や窓口で説明したのを覚えています。

次に配属された部署が総務課でした。市議会の議案書の作成、条例などの例規の整備（法制執務）、法律相談、顧問弁護士との折衝などを主な仕事としていました。企業でいえば法務部のような部署でした。

その部署で印象に残っていることは、いろいろあるのですが、その中の一つとして、法制執務を行う際に、ある事項につき、その事項は条例に明記されなければならないのか、それとも条例に明記されなくても大丈夫か、という問題に時折直面したことが挙げられます。

例えば、市が行う福祉などのサービスで発生する費用の徴収の根拠を条例に規定すべきか否かという問題です。市が主体となって福祉などのサービスを行う場合、そのサービスにかかった費用の一部（以下「利用料」といいます。）は、サービスを利用した者から徴収することとしています。この点、地方自治法第227条では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定され、同法第228条第1項で「手数料」に関する事項については、条例で定めなければならないとしています。したがって、市が徴収する利用料が地方自治法上の「手数料」であると解釈されるならば、利用料の徴収根拠は条例に明記されな

ければならないこととなります。しかし一方、この利用料は、「一般私法の原則により地方公共団体と特定の者の合意があつて、地方公共団体からのサービス提供の対価として、その実費を地方公共団体が徴収するもの」として、私法上の契約により発生したものととらえられることができ、そのように、利用料が「実費」であると解釈されるならば、「実費徴収は本質的には、条例・規則に根拠を有することなく」可能となります（地方財務実務提要（ぎょうせい）2614～2618ページ）。

いずれの立場でも説明できますので、いずれも誤りではないのですが、このように複数の解釈が成り立つ場合に条例に明記すべきか否かは、これまでの市の例規とのバランス、他市の動向、今後の市の政策など、さまざまな観点を踏まえたうえで判断しなければなりません。そういう意味で、非常に堅いというか、細かい作業をしていたと思います。

また、総務課は選挙管理委員会も兼ねていましたので、国政選挙や地方選挙の事務にも従事していました。配属時期は平成十六年六月で、ちょうど参議院議員通常選挙を7月に控え、選挙管理委員会としてはとても忙しい時期でした。そのため、分からないことを誰にも聞けないように、職場の雰囲気はピリピリしていましたの

で、萎縮することが多かったのを覚えています。

ところで、選挙管理委員会の事務を御存知でしょうか。選挙は投票票の一日で終わりますが、投票票日までに短期間で投票票の準備をしなければなりません。特に衆議院議員総選挙の場合は、衆議院の解散があれば当該選挙の実施日が決まらないことから、準備期間が約一ヶ月間と、かなり短くなります。選挙の時期に道端でよく目にするポスター掲示場、投票用紙の作成、選挙人名簿の調製、投票所入場券の作成発送、投票所の準備（会場の確保、設営、受付の備品の準備など）などなど、他にも一般の方からは見えない事務がたくさんありますが、選挙の準備に必要な事務が多いだけに失敗したことも多くありました。例えば、台風の時期に設営したポスター掲示場は、頭を悩ませます。ポスター掲示場が飛んで行ったり、倒れたりして何度も掲示場に足を運びましたし、掲示板が吹き飛んで市民の車に当たってできたキズの弁償をしたこともありました。

次に、配属されたのが住宅課でした。住宅課の主な業務は、市全体の住宅・住環境を良好なものとするための政策を打ち出し、その政策を民間が実行しやすくなるよう支援を行うこと、および公営住宅の管理です。

公営住宅とは、市が大家となって所得の低い

方に提供する低額家賃の住宅のことですが、公営住宅への入居を希望される方は多く、公営住宅の入居を決定する前提で行う入居者選抜としての抽選の倍率は約十倍となるくらいです。であるならば、入居希望者のすべてが入居できるように公営住宅の確保ができないのか、という意見もあります。入居希望者のすべてを公営住宅に入居できるようにするために、市が独力で公営住宅の供給量を増加させることは困難な時代となりました。なぜなら、地方分権が推進される今日においては、地方公共団体の財政の自立が求められ、効率的な経営を行うことが必要とされてきたからです。確かに、地方の負担を軽減するために、公営住宅を建設する場合は建設補助、また建設してから一定期間は家賃補助として国から地方公共団体に補助金が投入されます。しかし、投入額は経費の約半分で、残り半分は地方公共団体の持ち出しとなる訳ですし、その後の建物の維持修繕などの管理に莫大な費用がかかります（また、その莫大な費用に国からの補助金が入るとは限らないのです。）ので、地方公共団体としては、公営住宅の建設には二の足を踏みます。

このようなことから、地方公共団体が独自色を出して、公営住宅に入居を希望されるような住宅の確保に困っておられる方に対する住宅政

策を実施することは限界があると考えています。

4 家庭との関係について

私には両立させなければならぬ分野が仕事と大学院の他にも一つあります。それは家庭です。当然大学院に行くと、嫁さんと子どもと触れ合う時間が減少します。触れ合う時間が減少すると、嫁さんと子どもとのコミュニケーションがとれなくなるのですから、家庭にとつてはあんまり良くないと思っています。家庭の安定は、仕事をするうえでも、大学院で勉強をするうえでも必要条件ですので、家庭の不安定要素は、気づいたらすぐに取り除く努力が求められると考えています。

私の場合、そのような不安定要素の発生を防ぐために、平日にとれなかったコミュニケーションをまとめてとれるように、土日は家庭の日にしています。というよりも、しようとしていますと言った方が正確でしょうか。最近では、「なでしこジャパン」の影響で、娘とサッカーを公園ですることが多くなりました。それでも、子どもと接する時間は、私よりも嫁さんの方が多いのが現状で、そういう意味で、子育ては嫁さん次第になってしまっていますが、なんとか時間を見つけて、嫁さんの弱点を補うような形で子育てができればと思っていますし、していると信じています。

とにかく今は、子育てを放って大学院に行かせてもらっている嫁さんに感謝しなければと思っています。

5 おわりに

以上のとおり、大学院のこと、仕事のことおよび家庭のことについて、思いついたことを述べさせていただきました。卒業まであと半年を切りましたが、なんとか卒業できるように、また合理的に仕事ができるように、さらに明るい家庭を作り上げるために、日々努力を積み重ねていきたいと思っています。



笠縫団地 2 期建設工事の完成予想図

最後まで読んでいただき、ありがとうございます。